

ちゅうぎんから大切なお知らせです。

新しい投資優遇 税制のご案内

〈日本版ISA(少額投資非課税制度)〉

新しい投資優遇税制の 5つのポイント!

POINT 1

平成26年1月以降、
公募株式投信・上場株式等が
最大500万円まで非課税!

POINT 2

年間100万円まで
投資可能!

POINT 3

非課税期間は5年間!

POINT 4

口座開設の資料請求は
平成25年5月から!

POINT 5

20歳以上の
居住者等であれば、
誰でもOK!

日本版ISAの概要

わが国は「貯蓄から投資へ」という旗印のもと、本則税率20%のところ軽減税率10%にするという税制の優遇措置が設けられてきましたが、軽減税率は平成25年12月末をもって終了し、新たに平成26年から日本版ISA(少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)が始まります。

※上記は「平成25年度税制改正大綱」等に基づき作成したものであり、実際の制度等は今後変更となる可能性があります。

あしたも、いっしょに。



中国銀行

【商号等】株式会社中国銀行
登録金融機関 中国財務局長(登金)第2号
【加入協会】日本証券業協会
一般社団法人金融先物取引業協会

(金営・第340号・H25.5.1現在)

詳しくは裏面をご覧ください。

非課税口座を利用するには？

平成26年に開設することができる非課税口座は、お一人さま1口座だけです。複数の金融機関で口座開設が重複しないように、金融機関が税務署に確認をする必要があります（※ただし、税務署への確認は平成25年10月以降となります）。

■口座開設の流れ



■税務署より確認書の交付を受ければ非課税口座開設完了です。

※お申込み頂いても、確認書交付申請の手続き上非課税口座を開設できない場合があります。

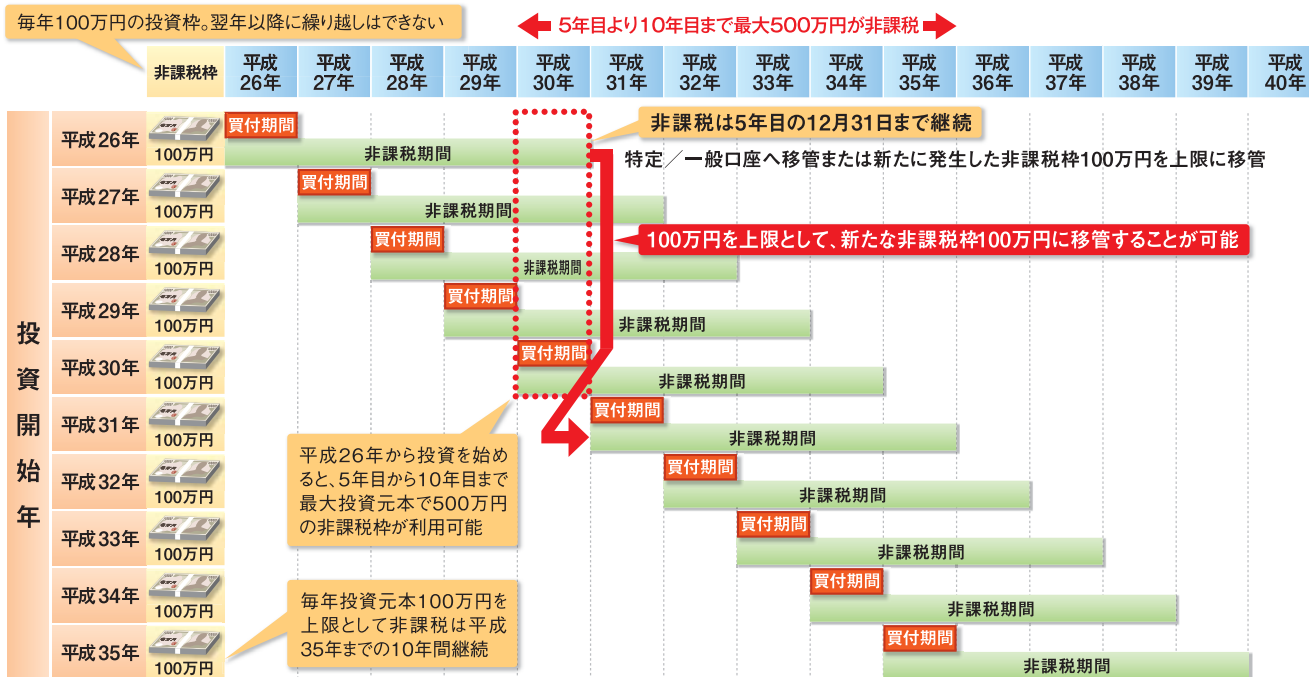
換金時・分配金受取時の課税について（個人のお客さまの場合）

現在では株式投資信託等の譲渡益や分配金（普通分配金）には10%の軽減税率が適用されていますが、軽減税率は平成25年12月をもって廃止され、平成26年1月以降は本来の20%の税率が適用されます。平成26年1月より日本版ISA（少額投資非課税制度）が始まります。



※上記表中では復興特別所得税0.147%（平成26年1月以降は0.315%）が含まれています。

制度のイメージ



ご留意点

- 少額投資非課税口座の開設には、平成25年1月1日時点の住所が確認できる住民票等が必要です。
- 少額投資非課税口座は、すべての金融機関を通じてお一人さま1口座のみとなります。
- 少額投資非課税口座と他の口座（特定口座や一般口座）との損益通算はできません。

当資料は投資判断の参考となる情報提供を目的として株式会社中国銀行が作成したものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。投資信託のお申込みにあたっては、当行よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。当資料は「日本版ISA」に関する情報提供を目的として作成したものです。

■お問い合わせは、ちゅうぎんテレフォンバンキングセンター 投資信託専用ダイヤルへ

0120-234-618

携帯電話からもご利用いただけます

- 受付時間／平日 9:00～17:00
（土・日・祝日・休日および12/31～1/3、5/3～5/5を除きます。）
- ホームページアドレス／<http://www.chugin.co.jp>

インターネットバンキングのお申込みはこちら

携帯電話から スマートフォンから